

最終保障約款 新旧対照表

現行約款	区分	新
II 使用の申し込み及び契約		II 使用の申し込み及び契約
<p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) 最終保障供給を希望する方は、あらかじめこの最終保障約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 申し込みの受付場所は、本社事務所等といたします。</p>	変更	<p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) 最終保障供給を希望する方は、あらかじめこの最終保障約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 申し込みの受付場所は、本社事務所等といたします。</p>
<p>6. 契約の成立及び変更</p> <p>(1) この最終保障約款に基づくガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）は、当社が5（1）のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。</p> <p>なお、契約を変更する場合も同様といたします。</p>	変更	<p>6. 契約の成立及び変更</p> <p>(1) この最終保障約款に基づくガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）は、当社が5（1）のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。</p> <p>なお、契約を変更する場合も同様といたします。</p>
<p>7. 承諾の義務</p> <p>(1) 当社は、5（1）のガス使用の申し込みがあった場合には、（2）の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。</p> <p>ただし、（3）から（5）の場合を除きます。</p> <p>(3) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合</p> <p>② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合</p> <p>③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合</p> <p>④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合</p> <p>⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合（供給力を確保する十分な努力を行ったにもかかわらず、必要な供給力を得られなかった場合を含む。）</p> <p>(4) 当社は、申込者が当社とその他のガスの供給及び使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(5) 当社は、申込者に対し25の保証金の支払いを求めたにもかかわらず、支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(6) 当社は、（2）から（5）によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。</p>	変更	<p>7. 承諾の義務</p> <p>(1) 当社は、5（1）のガス使用の申し込みがあった場合には、（2）の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。</p> <p>ただし、（3）から（5）の場合を除きます。</p> <p>(3) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合</p> <p>② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合</p> <p>③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合</p> <p>④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合</p> <p>⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合（供給力を確保する十分な努力を行ったにもかかわらず、必要な供給力を得られなかった場合を含む。）</p> <p>(4) 当社は、申込者が当社とその他のガスの供給及び使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(5) 当社は、申込者に対し25の保証金の支払いを求めたにもかかわらず、支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(6) 当社は、（2）から（5）によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。</p>

<p>8. ガスの使用開始日</p> <p>② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合があります。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び37の規定によりガスの供給を再開する場合があります。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。</p>	<p>変 更</p>	<p>8. ガスの使用開始日</p> <p>② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの<u>申込み</u>により、ガスメーターを開栓する場合があります。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び37の規定によりガスの供給を再開する場合があります。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。</p>
<p>9. 名義の変更</p> <p>(2) (1)の場合において、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申し込んでいただきます。</p>	<p>変 更</p>	<p>9. 名義の変更</p> <p>(2) (1)の場合において、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって<u>申込</u>んでいただきます。</p>
<p>12-1. ガス工事の申し込み</p> <p>(1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方は、当社が別途定める契約条件に基づき、当社にガス工事の申し込みをしていただきます(13(1)ただし書により当社が承諾した工事人(以下「承諾工事人」といいます。)にガス工事を申し込む方を除きます。)</p> <p>(3) 建築事業者、宅地造成事業者等(以下「建築事業者等」といいます。)は、ガスを使用されるお客さまのため、(1)のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。</p> <p>(4) ガスメーターの決定、設置</p> <p>① 当社は、(1)の申し込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器(使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。)を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。</p>	<p>変 更</p>	<p>12-1. ガス工事の申込み</p> <p>(1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申込みの方は、当社が別途定める契約条件に基づき、当社にガス工事の<u>申込み</u>をしていただきます(13(1)ただし書により当社が承諾した工事人(以下「承諾工事人」といいます。)にガス工事を申し込む方を除きます。)</p> <p>(3) 建築事業者、宅地造成事業者等(以下「建築事業者等」といいます。)は、ガスを使用されるお客さまのため、(1)のガス工事を当社に<u>申込み</u>することができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。</p> <p>(4) ガスメーターの決定、設置</p> <p>① 当社は、(1)の<u>申込み</u>に応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の<u>申込み</u>のときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器(使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。)を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。</p>
<p>12-2. ガス工事の承諾義務</p> <p>(1) 当社は、12-1(1)のガス工事の申し込みがあった場合には、(2)に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が、法令等によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合</p> <p>② 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合</p> <p>③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合</p> <p>(3) 当社は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者にお知らせいたします。</p>	<p>変 更</p>	<p>12-2. ガス工事の承諾義務</p> <p>(1) 当社は、12-1(1)のガス工事の<u>申込み</u>があった場合には、(2)に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、<u>申込み</u>を承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が、法令等によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合</p> <p>② <u>申込</u>まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合</p> <p>③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合</p> <p>(3) 当社は、(2)によりガス工事の<u>申込み</u>を承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者にお知らせいたします。</p>

<p>13. ガス工事の実施 — ガス工事の施工者等 —</p> <p>(1) ガス工事は、当社が施工いたします。ただし、お客さまは、承諾工事人に申し込み、承諾工事人に施工させることができます。</p> <p>(2) お客さまがガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。 また、その工事に関して後日補修が必要になったとき又はお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。</p>	<p>変 更</p>	<p>13. ガス工事の実施 — ガス工事の施工者等 —</p> <p>(1) ガス工事は、当社が施工いたします。ただし、お客さまは、承諾工事人に<u>申し込み</u>、承諾工事人に施工させることができます。</p> <p>(2) お客さまがガス工事を承諾工事人に<u>申し込み</u>、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。 また、その工事に関して後日補修が必要になったとき又はお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。</p>
<p>14-1. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>(6) お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p> <p>(8) お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p> <p>(10) ガスメーターは当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、お客さまにご負担していただきます。 ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。</p>	<p>変 更</p>	<p>14-1. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>(6) お客さまの<u>申し込み</u>によりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p> <p>(8) お客さまの<u>申し込み</u>により設置される昇圧供給装置はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p> <p>(10) ガスメーターは当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、お客さまにご負担していただきます。 ただし、ガスメーターの検定期間満了による<u>取替え</u>等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。</p>

14-2. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担

— 工事負担金 —

(1) 本支管及び整圧器(14-1(6)の整圧器を除きます。)は当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。

なお、当社が設置した本支管及び整圧器(14-1(6)の整圧器を除きます。)は、他のお客さまがガスの供給を受ける場合にも使用されるものといいたします。

① お客さまのガス工事の申~~こ~~込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合において、お客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器(別表第3に掲げる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。)の設置工事に要する費用(以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといいたします。)が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額

② お客さまのガス工事の申~~こ~~込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のもの材料価額(全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額(消費税等相当額を含まないものといいたします。)の平均額のうち、材料価額(消費税等相当額を除いたものといいたします。)に相当する額をいいます。)を差し引いた金額(以下「入取替工事費」といいます。)が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額

③ お客さまのガス工事の申~~こ~~込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額

— 複数のお客さまから申~~こ~~込みがあった場合の工事負担金の算定 —

(2) 複数のお客さまからガス工事の申~~こ~~込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができる場合には、その複数のお客さまと協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。

(4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされた全てのお客さまの申~~こ~~込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。

(5) 複数のお客さまから共同してガス工事の申~~こ~~込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申~~こ~~込みを1つの申~~こ~~込みとして取り扱うことがあります。

(7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申~~こ~~込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合は、(5)の申~~こ~~込みがあったものとして取り扱います。

(9) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申~~こ~~込みがあった場合は、次により取り扱います。

① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申~~こ~~込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。

ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。

② 申~~こ~~込みによるガスの使用予定者がガスの供給を受ける場合に必要の本支管及び整圧器の新設・入取替工事が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。

③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申~~こ~~込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえ工事負担金を決定することがあります。

14-2. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担

— 工事負担金 —

(1) 本支管及び整圧器(14-1(6)の整圧器を除きます。)は当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。

なお、当社が設置した本支管及び整圧器(14-1(6)の整圧器を除きます。)は、他のお客さまがガスの供給を受ける場合にも使用されるものといいたします。

① お客さまのガス工事の申~~こ~~込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合において、お客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器(別表第3に掲げる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。)の設置工事に要する費用(以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといいたします。)が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額

② お客さまのガス工事の申~~こ~~込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のもの材料価額(全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額(消費税等相当額を含まないものといいたします。)の平均額のうち、材料価額(消費税等相当額を除いたものといいたします。)に相当する額をいいます。)を差し引いた金額(以下「入取替工事費」といいます。)が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額

③ お客さまのガス工事の申~~こ~~込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額

— 複数のお客さまから申込みがあった場合の工事負担金の算定 —

(2) 複数のお客さまからガス工事の申込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができる場合には、その複数のお客さまと協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。

(4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされた全てのお客さまの申込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。

(5) 複数のお客さまから共同してガス工事の申込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申込みを1つの申込みとして取り扱うことがあります。

(7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合は、(5)の申込みがあったものとして取り扱います。

(9) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申込みがあった場合は、次により取り扱います。

① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。

ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。

② 申込みによるガスの使用予定者がガスの供給を受ける場合に必要の本支管及び整圧器の新設・入取替工事が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。

③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえ工事負担金を決定することがあります。

変更

<p>15. 工事費等の申し受け及び精算</p> <p>(2) 当社は、14-2の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（14-1(6)の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。</p>	<p>変 更</p>	<p>15. 工事費等の申し受け及び精算</p> <p>(2) 当社は、14-2の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（14-1(6)の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。</p>
<p>22. 料金の算定及び申し受け</p> <p>(4) 当社は、別表第6の料金表（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。</p> <p>ただし、12-1(4)④の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として早収料金を算定いたします（(7)及び(8)の場合も同様といたします。）。</p>	<p>変 更</p>	<p>22. 料金の算定及び申し受け</p> <p>(4) 当社は、別表第6の料金表（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。</p> <p>ただし、12-1(4)④の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として早収料金を算定いたします（(7)及び(8)の場合も同様といたします。）。</p>
<p>25. 保証金</p> <p>(1) 当社は、5(1)の申し込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>なお、当社を含むガス小売事業者へのガス料金の支払いがないことを原因として最終保障供給の申し込みに至ったことが明らかである場合には、原則して保証金を預かります。</p>	<p>変 更</p>	<p>25. 保証金</p> <p>(1) 当社は、5(1)の申し込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>なお、当社を含むガス小売事業者へのガス料金の支払いがないことを原因として最終保障供給の申し込みに至ったことが明らかである場合には、原則して保証金を預かります。</p>
<p>27. 料金の口座振替</p> <p>(2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。</p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を次の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまは、口座振替申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガス使用の申し込みをされたお客さまは、払込みの方法</p>	<p>変 更</p>	<p>27. 料金の口座振替</p> <p>(2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。</p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を次の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまは、口座振替申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガス使用の申し込みをされたお客さまは、払込みの方法</p>
<p>28. 料金のクレジットカード払い</p> <p>(2) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社指定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金を次の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまは、クレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガス使用の申し込みをされたお客さまは、払込みの方法</p>	<p>変 更</p>	<p>28. 料金のクレジットカード払い</p> <p>(2) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社指定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金を次の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまは、クレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガス使用の申し込みをされたお客さまは、払込みの方法</p>

<p>34. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。</p>		<p>34. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。</p>																								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この最終保障約款の実施期日</p> <p>この最終保障約款は、平成31年2月1日から実施します。</p>	追 加	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この最終保障約款の実施期日</p> <p>この最終保障約款は、平成31年2月1日から実施します。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この最終保障約款の実施期日</p> <p>この最終保障約款は、令和元年10月1日から実施します。</p> <p>2. 本供給約款の実施に伴う切替え措置</p> <p>当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、本供給約款の変更前に基づき料金を算定するものといたします。</p>																								
<p>(別表第6)</p> <p style="text-align: center;">適用する料金表</p> <p>3. 料金表A</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="329 1136 1279 1209"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>1,057.32円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>979.00円(税抜)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="329 1293 1279 1367"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>261.2736円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>241.92円(税抜)</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>4. 料金表B</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="329 1640 1279 1713"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>1438.56円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1332.00円(税抜)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	1,057.32円(税込)		979.00円(税抜)	1立方メートルにつき	261.2736円(税込)		241.92円(税抜)	1か月及びガスメーター1個につき	1438.56円(税込)		1332.00円(税抜)	変 更	<p>(別表第6)</p> <p style="text-align: center;">適用する料金表</p> <p>3. 料金表A</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1712 1136 2662 1209"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>1,076.90円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>979.00円(税抜)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1712 1293 2662 1367"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>266.1120円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>241.92円(税抜)</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>4. 料金表B</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1712 1640 2662 1713"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>1,465.20円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,332.00円(税抜)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	1,076.90円(税込)		979.00円(税抜)	1立方メートルにつき	266.1120円(税込)		241.92円(税抜)	1か月及びガスメーター1個につき	1,465.20円(税込)		1,332.00円(税抜)
1か月及びガスメーター1個につき	1,057.32円(税込)																									
	979.00円(税抜)																									
1立方メートルにつき	261.2736円(税込)																									
	241.92円(税抜)																									
1か月及びガスメーター1個につき	1438.56円(税込)																									
	1332.00円(税抜)																									
1か月及びガスメーター1個につき	1,076.90円(税込)																									
	979.00円(税抜)																									
1立方メートルにつき	266.1120円(税込)																									
	241.92円(税抜)																									
1か月及びガスメーター1個につき	1,465.20円(税込)																									
	1,332.00円(税抜)																									

(2) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	238.1076円 (税込) 220.47円 (税抜)
(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	
5. 料金表C	
(1) 基本料金	
1か月及びガスメーター1個につき	4,147.20円 (税込) 3,840.00円 (税抜)
(2) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	221.9508円 (税込) 205.51円 (税抜)
(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	
6. 料金表D	
(1) 基本料金	
1か月及びガスメーター1個につき	11,664.00円 (税込) 10,800.00円 (税抜)
(2) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	205.5780円 (税込) 190.35円 (税抜)
(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	

変更

(2) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	242.5170円 (税込) 220.47円 (税抜)
(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	
5. 料金表C	
(1) 基本料金	
1か月及びガスメーター1個につき	4,224.00円 (税込) 3,840.00円 (税抜)
(2) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	226.0610円 (税込) 205.51円 (税抜)
(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	
6. 料金表D	
(1) 基本料金	
1か月及びガスメーター1個につき	11,880.00円 (税込) 10,800.00円 (税抜)
(2) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	209.3850円 (税込) 190.35円 (税抜)
(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	